

基本合意書

本基本合意書は、2025 年 7 月 28 日に、以下の当事者間で締結された。

売却側(甲): 名称:[会社名] 所在地:[住所] 代表者:[役職] [氏名]

買収側(乙): 名称:[会社名] 所在地:[住所] 代表者:[役職] [氏名]

第 1 条(目的)

本合意書は、甲が営む[事業内容]事業(以下「対象事業」という。)に関する乙による買収(以下「本件取引」という。)の実現に向けた協議・交渉を進めるにあたり、その基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(対象事業の概要)

- 事業内容: [売却対象となる事業の具体的な内容を簡潔に記載]
- 対象会社: [対象事業を営む会社名、または事業売却の場合はその旨を記載]

第 3 条(本件取引のスキーム)

現時点における本件取引の想定スキームは、以下の通りとする。例:

- 株式譲渡: 甲(または甲の株主)が保有する[対象会社名]の全株式を乙に譲渡する。
- 事業譲渡: 甲が営む[対象事業名]事業に関する一切の資産および負債を乙に譲渡する。
- 第三者割当増資: [対象会社名]が第三者割当増資を行い、乙が引き受けることで[対象会社名]の株式を取得する。

第4条(買収価格の目安)

本件取引における買収価格の目安は、現時点では[〇〇円]から[〇〇円]の範囲内を想定する。ただし、この金額は、今後のデューデリジェンスの結果や最終交渉によって変動する可能性があるものとし、本条に法的拘束力はないものとする。

第5条(デューデリジェンス)

- 乙は、本件取引の最終決定のため、甲に対し、対象事業に関する財務、法務、税務、事業、人事その他の事項に関する詳細な調査(以下「デューデリジェンス」という。)を実施する権利を有する。
 - 甲は、乙のデューデリジェンスに対し、合理的に必要な範囲で協力するものとし、必要な資料の開示、関係者への面談機会の提供等を行うものとする。
-

第6条(独占交渉権)

- 甲は、本合意締結日から[〇]ヶ月間(以下「独占交渉期間」という。)、乙以外の第三者に対し、本件取引と同様または類似の取引に関する交渉、協議、情報提供、または提案の受領を行わないものとする。
 - 甲は、独占交渉期間中に第三者から本件取引に関する提案を受けた場合、直ちに乙にその旨を通知し、当該提案を拒絶するものとする。
-

第7条(秘密保持義務)

- 甲および乙は、本件取引の交渉を通じて相手方から開示された、または知り得た一切の非公開情報(以下「秘密情報」という。)を厳に秘密として保持し、本件取引の検討以外の目的で利用してはならない。
- 甲および乙は、相手方の書面による事前の同意なくして、秘密情報を第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、法令に基づく開示請求等、やむを得ない事由がある場合はこの限りではないが、その場合も事前に相手方に通知するよう努めるものとする。

3. 本秘密保持義務は、本合意書が失効または解除された後も引き続き有効とする。

第8条(今後のスケジュール)

本件取引実現に向けた今後の主要なスケジュールは、以下の通りとする。

1. デューデリジェンスの実施期間:[○年○月○日]~[○年○月○日]
2. 最終契約(株式譲渡契約または事業譲渡契約等)の締結目標日:[○年○月○日]
3. 本件取引実行日(クロージング日)目標日:[○年○月○日] ただし、このスケジュールはあくまで目標であり、本条に法的拘束力はないものとする。

第9条(費用負担)

本件取引に関する交渉およびデューデリジェンスにかかる費用(弁護士費用、会計士費用等を含むがこれらに限られない)は、原則として各当事者が自己の負担とする。

第10条(本合意書の法的拘束力)

1. 本合意書のうち、第6条(独占交渉権)、第7条(秘密保持義務)、第9条(費用負担)は法的拘束力を有する。
2. 前項に定める条項を除き、本合意書のその他の条項は、当事者間の今後の交渉の指針となるものであり、いかなる法的拘束力も有しないものとする。

第11条(協議事項)

本合意書に定めのない事項、または本合意書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠実に協議の上、解決を図るものとする。

第 12 条(準拠法および管轄裁判所)

本合意書の準拠法は日本法とし、本合意書に関する一切の紛争については、[〇〇 地方裁判所]を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記合意の証として、本合意書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 7 月 28 日

甲：[会社名][代表者役職][代表者氏名] ⑧

乙：[会社名][代表者役職][代表者氏名] ⑧